

関税評価研修会

～評価申告・事前教示制度～



平成 3 1 年 3 月 1 2 日

大阪税関業務部首席関税評価官

評価申告とは

輸入(納税)
申告書

+

評価
(包括又は個別)
申告書

関税の納税申告の一環

※常に必要なものではありません。

評価申告とは

修正申告のために行うものではない

以下の事項を記載して提出するもの

- 課税価格の計算の基礎等（加算額等）

※ 仕入書、運賃明細書、保険料明細書等により明らかである場合を除く。

- 輸入取引に関する特殊な事情の有無と内容
- 売手と買手の間の特殊関係の有無と内容

1 評価申告書について

評価申告書の様式と使用区分

イ 評価申告書 I

⇒ 定率法第4条第1項の規定による場合

ロ 評価申告書 II

⇒ 定率法第4条の2以下の規定による場合

ハ 評価申告書 I 及び評価申告書 II

⇒ 上記イの場合で定率法第4条の5又は第4条の6を適用する場合

評価申告書の添付書類

- 課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類
- 当該基礎に係る事実関係を証明できる書類
(例): 輸入取引に係る事実関係、費用の支払等を証明できる契約書、請求書、価格表等

評価申告書の要否

評価申告書の提出を要しない場合(加算は必要)

- ・輸入貨物の関税が**無税**(免税も)又は**従量税**
- ・課税価格の総額が**100万円**以下

ただし、次のいずれかに該当する場合は提出必要

- ①同一人との間の継続した輸入取引
- ②一契約の価格が100万円超の貨物を分割したもの
- ③その他税関長が必要と認めるもの

(関税法基本通達 7-9(3))

注:輸入者が提出を希望する場合は提出可能です。

評価申告書の提出方法等

イ 個別評価申告 ⇒ 個々の輸入申告時に通関部門に提出するもの

ロ 包括評価申告 ⇒ 輸入申告の提出前に評価部門に提出するもの
(輸入取引の関係者と申告内容が同じ場合)

評価申告書の種類	提出の時期	提出先	提出部数
個別申告書	輸入(納税)申告書等の提出と同時	納税申告官署	1部
包括申告書	輸入(納税)申告書等の提出以前	貨物の主要な輸入申告予定官署	2部 (原本及び申告者交付用)

関税法基本通達 7-9(2)

1 評価申告書

税関様式C第5300

(参考) 評価申告書の記載要領

個別申告書の記載要領(加算要素等がある場合)

(関税定率法第4条関係)

税関様式C第5300号

輸入貨物の評価 **(個別・包括)** 申告書 I 新規申告 変更届

あて先 東京税関長 殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号 1234512345123451234567
申告貨物の品名・税番・適用税率 PLASTIC TOYS 9503	輸入者住所氏名印 東京都港区港南 10-10-10 A 商事 (印) (署名) 代表取締役社長 山田 太郎 担当部課 TEL (1234) 5678		包括申告の主要関係税関名	
生産者名	代理人住所氏名印 (署名) 担当部課 TEL () (印)		個別の際は 記入なし	
事前登録 登録番号				

上記の輸入貨物の評価は、税関法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第1号又は第4条の2第1項第10号に該当する貨物のうち下記について次のように申告します。

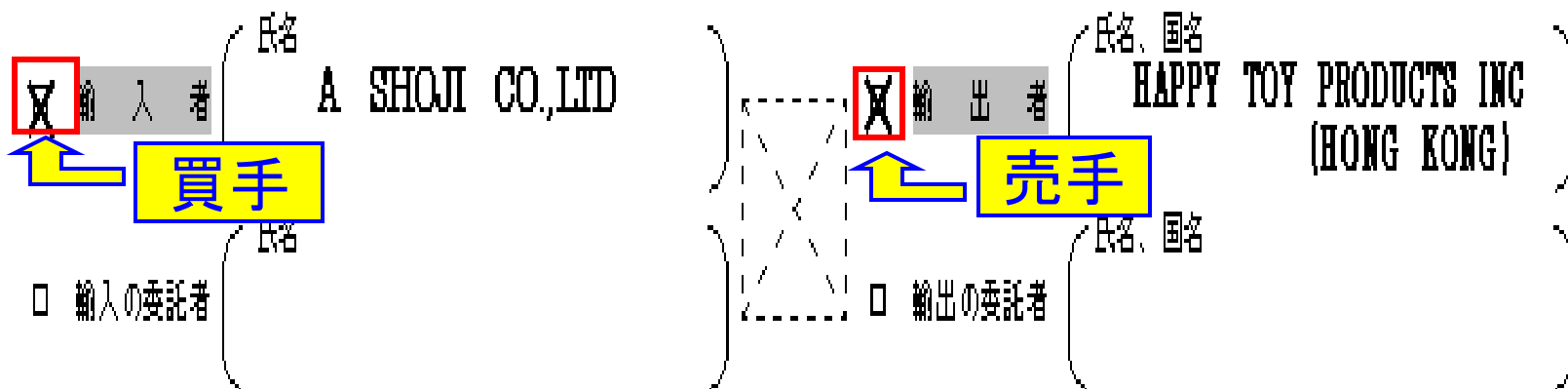
個別申告の場合は宛先を権限委任された支署長にする

輸入者もしくは代理人の印

(参考) 評価申告書の記載要領

A. この貨物の取引について

1. 輸入取引の当事者（輸入取引の売手及び買手については口内に×印を付すこと。）



2. 輸入取引に関する事情について

- (1) 関税定率法第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる事情が ある。 ない。
- (2) 上記1の売手と買手との間に特殊関係（関税定率法第4条第2項第4号）が ある。 ない。この場合には、(3)の記載不要。

特殊関係の内容

- (3) この貨物の取引価格は、特殊関係により影響を受けて いる。 回いない。

B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書（ 運賃明細書 保険料明細書）に記載された額に次の調整を行って計算する。

1 評価申告書

(参考) 評価申告書の記載要領

B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書（口運賃明細書）

調整を行って計算する。

現実支払価格

加算要素

調整項目	イ 調整率又は率	ロ 調整項目の内訳その他の参考事項
(1) 現実に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入書価格以外の額		
(2) 加算要素 (運賃明細書又は保険料明細書に記載された額以外のもの)		
① 輸入港までの運賃等		
② 仲介料その他の手数料		
③ 容器・包装の費用	③ ¥2.81/PC	包装パッケージ印刷用紙下等
④ 材料、部品等の費用		
⑤ 工具、鋳型等の費用	⑤ ¥154.21/PC	金型無償提供
⑥ 消費物品の費用		A商事(株)→HAPPY TOY PRODUCTS INC
⑦ 役務(技術、設計等)の費用		輸入予定数量 250,000個
⑧ ロイヤルティ・ライセンス料		
⑨ 売手に帰属する収益		

1 評価申告書

(参考) 評価申告書の記載要領

(3) 控除すべき費用等 (例えば、課税物件確定後の据付け、 組立て、整備又は技術指導の費用、 輸入港到着後の運送費用等、本邦 の関税等、延払金利)		
合 計	¥157.02/PC を加算する	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; display: inline-block;"> <h3 style="color: blue; margin: 0;">評価結論</h3> </div>

この包括申告書は ※平成 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

- (注) 1. ※印の箇所は記入しないで下さい。
 2. この申告書に記入する前に、取扱要領をよく読んで、隔字で記載して下さい。
 3. 記入欄の広さが足りないときは、別紙の用紙に記入して添付して下さい。
 4. この申告書の内容に変更が生じたときは、速やかに所定の届出をして下さい。
 5. この評価申告に基づく輸入申告による課税額と、控除すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく課税額等を更正することがあります。
 6. 輸入者住所氏名印欄及び代理人住所氏名印欄には、住所及び氏名印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、印又は署名のいずれかを選択の上、法人又は代表権者の印又は署名の署名のいずれかを選択)。

※ 受 理	※ 審 査	※ 税 関 記 入 欄

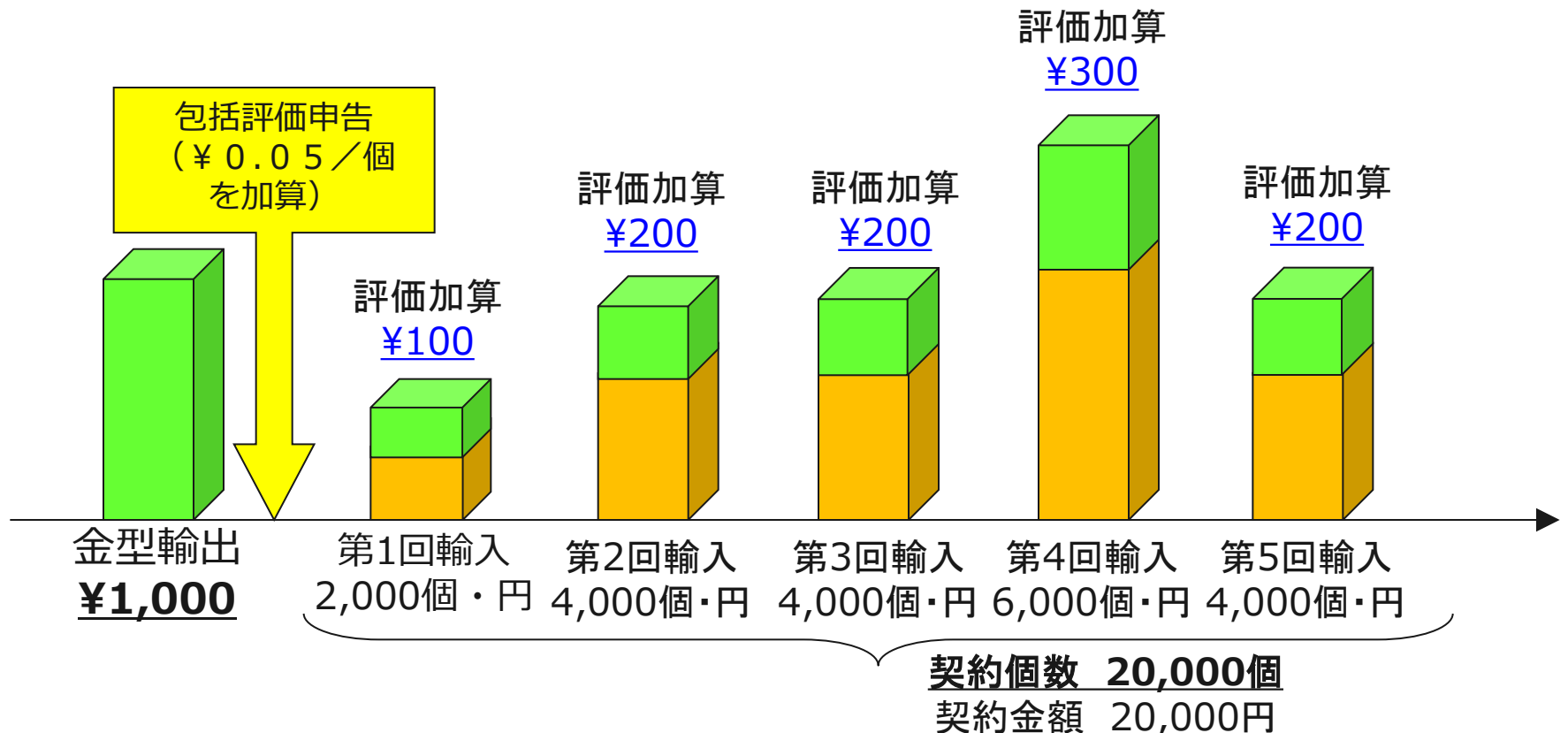
包括の場合、最長2年間の適用期間
 ※個別の場合は記入しません

2 評価加算の方法について

2 評価加算の方法について(原則:按分)

複数の輸入貨物に係る加算要素としての無償提供費用等が一括して支払われる場合には、

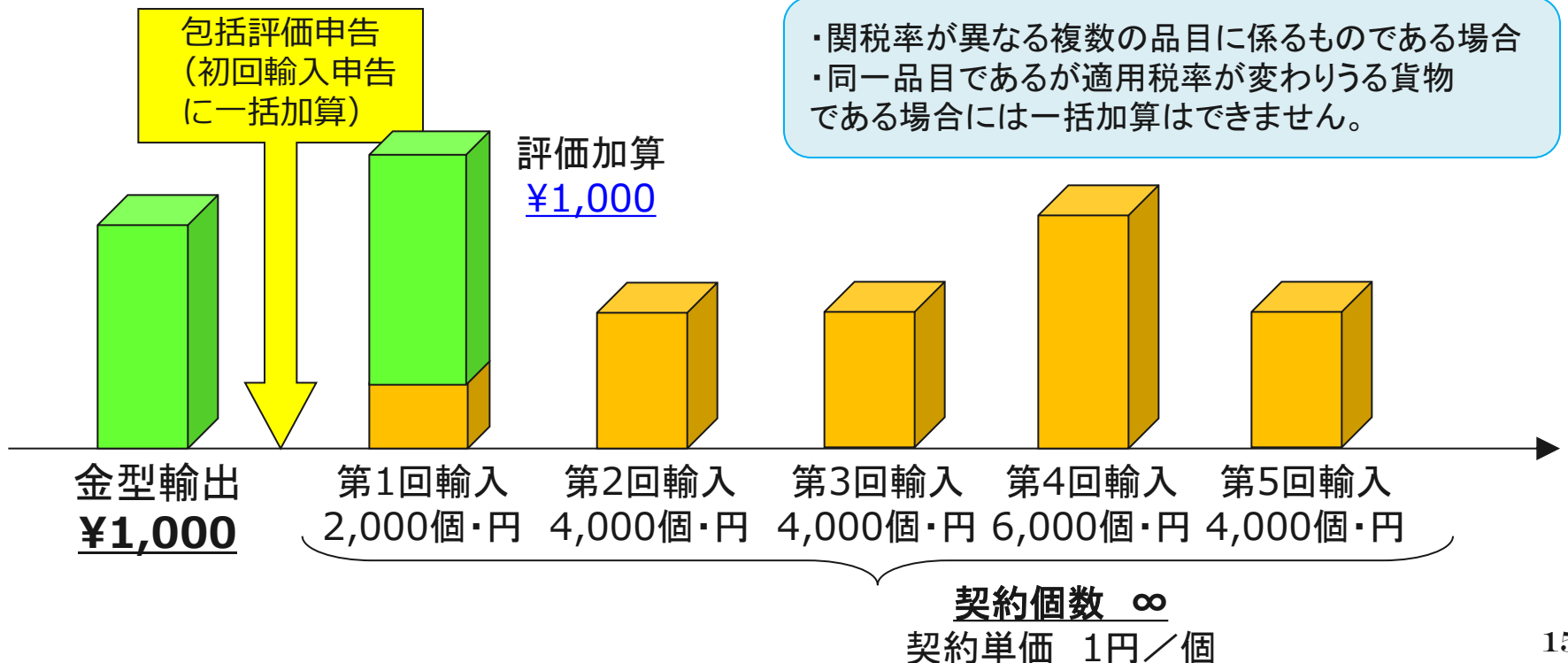
原則、個々の輸入貨物の数量等に応じた合理的な方法により按分して、当該輸入貨物の課税価格に算入することとなります。



2 評価加算方法について(初回輸入申告に一括加算)

ただし、次に掲げる費用等の額の加算については、輸入者から希望する旨の申し出があり、かつ、課税上その他特に支障がないと認められるときは、当該費用等の額は、便宜特定の輸入貨物の課税価格に算入することができます。

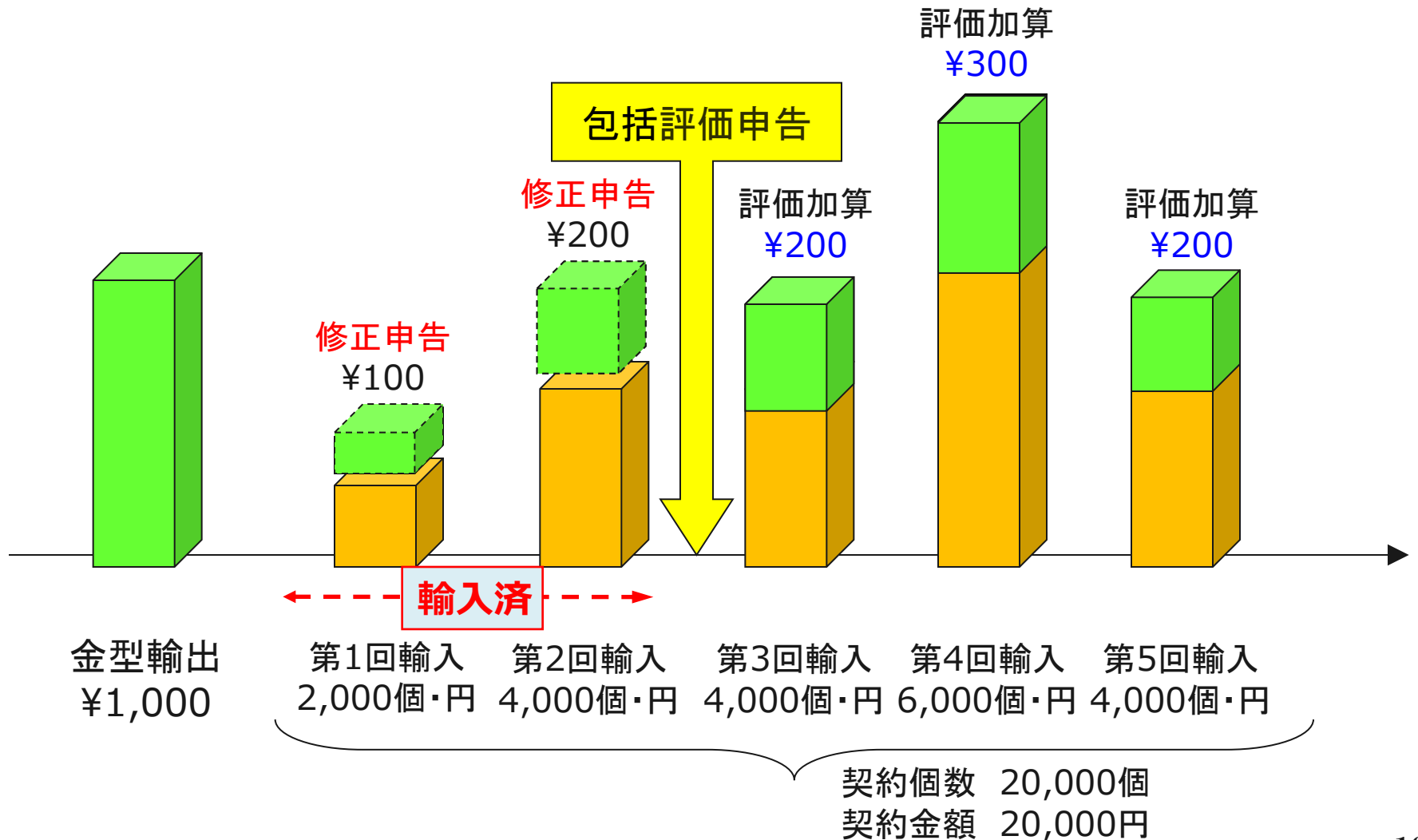
- (1) 法第4条第1項第3号に掲げる費用
- (2) 法第4条第1項第1～2号、第4～5号に掲げる費用等であって、個々の輸入貨物への按分が困難と認められるもの



2 評価加算方法について(輸入開始後に按分加算)

一部輸入済; 輸入済分は修正申告

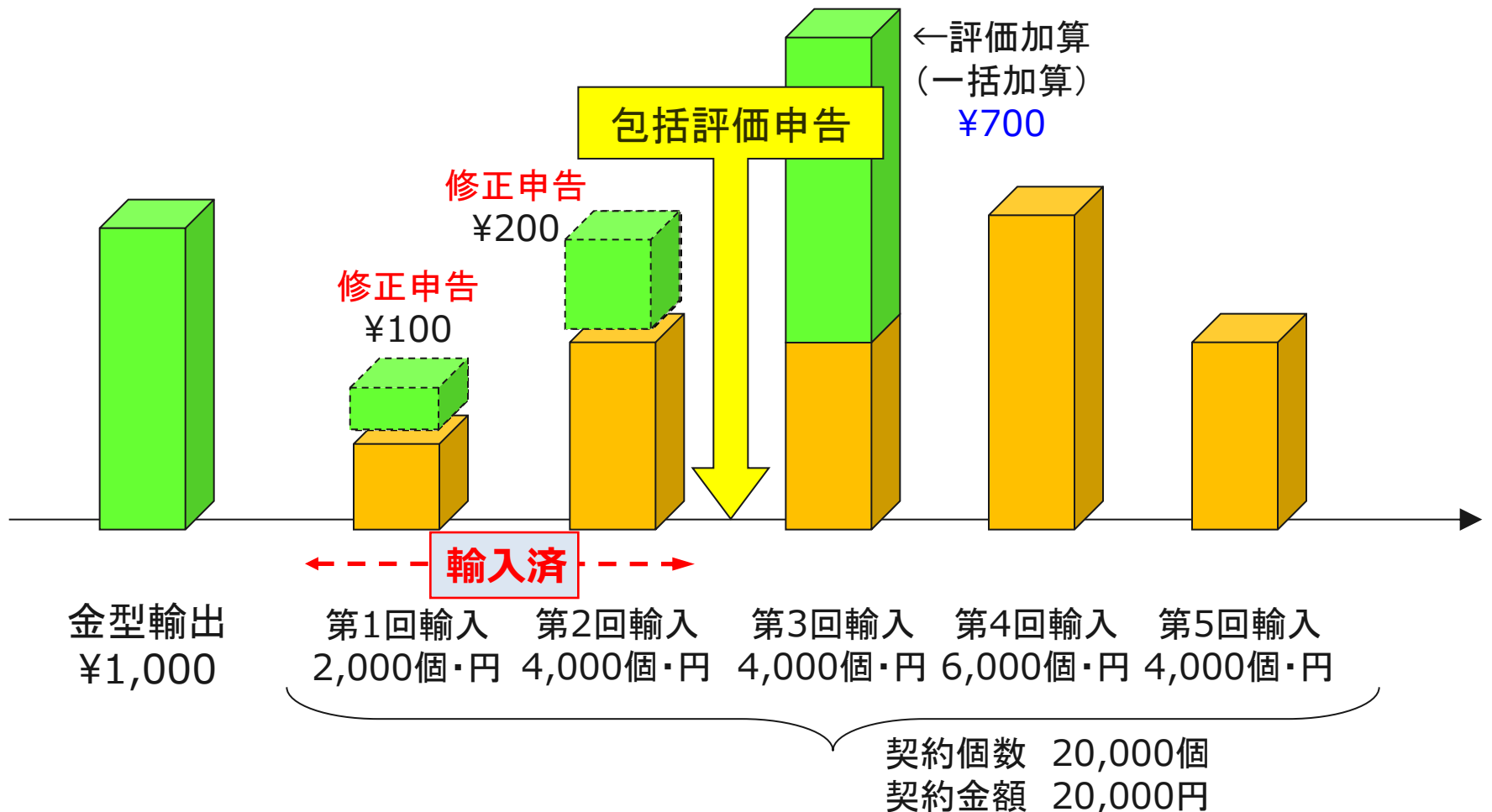
未輸入分; 原則的な加算方法(個々の輸入貨物に按分)



2 評価加算方法について(輸入開始後に一括加算)

一部輸入済; 輸入済分は修正申告

未輸入分; 要件(輸入者希望、課税上の支障なし)を充足すれば一括加算が可能



3 事前教示について

3-1 文書による事前教示

(1) 回答の効果

有効期限(最長3年間)内、尊重されます

(2) 手続き

「事前教示に関する照会書(関税評価照会用)」
＋必要資料(売買契約書等)



「事前教示回答書(関税評価回答用)」

(3) 公開

3-2 口頭による事前教示

(1) 回答の効果：審査の際に尊重されません

(2) 手続き：電話又は面談

3-3 インターネットによる事前教示

(1) 回答の効果：審査の際に尊重されません

(2) 手続き：電子メールで送信

(3) 文書照会に準じた取扱いへ切り替え可能



平成 27 年 1 月
財務省・税関

関税評価についての インターネットによる照会を ご利用ください

事前教示照会は、原則として、文書により行いますが、口頭（電話や税関の窓口）や電子メール（平成 26 年 6 月 1 日より）でも行うことができます。

◆電子メールによる照会は、簡易に関税評価の取扱いを確認したい場合にご利用ください。

◆電子メールによる照会のうち、一定の条件を満たすものについては、照会者が希望する場合、文書による事前教示に準じた取扱いへの切替えも可能です。



いつでも、会社やご自宅から直接関税評価の担当者へ問い合わせができます。ぜひご利用ください！

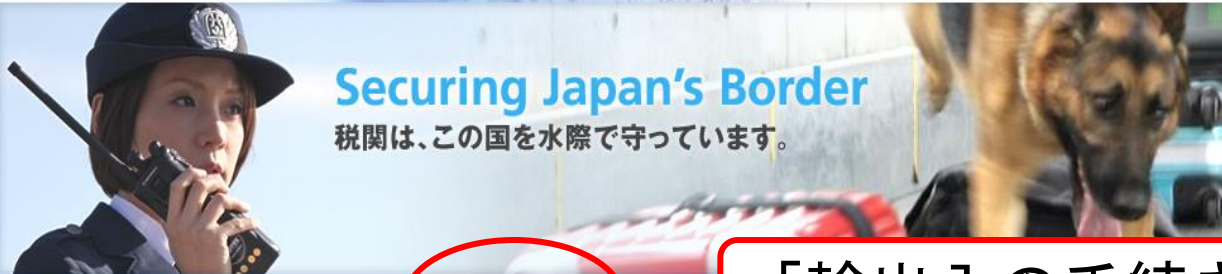
- ・仮定の事実関係に基づく照会や、判断に必要な説明や資料の提出がない場合等には、回答ができないことがあります。
- ・具体的な照会方法や要件等の詳細については、下記のリンク先をご参照下さい。



参考 HP : E メールを利用した事前教示制度（関税評価）について
http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/e-jizen_hyoka.htm

【お問い合わせ先】

税 関	メールアドレス	電 話 番 号
函館税関	hkd-shinsa@customs.go.jp	0138-40-4256
東京税関	tyo-gyomu-hyoka@customs.go.jp	03-3599-6411
横浜税関	yok-hyoka@customs.go.jp	045-212-6139
名古屋税関	nagoya-gyomu-hyoka@customs.go.jp	052-654-4158
神戸税関	kobe-hyoka@customs.go.jp	078-333-3119
大阪税関	osaka-hyoka@customs.go.jp	06-6576-3358
門司税関	moji-hyoka@customs.go.jp	050-3530-8385
長崎税関	nagasaki-gyo-kanri@customs.go.jp	095-828-8667
沖縄地区税関	oki-9a-tsuso2@customs.go.jp	098-862-9281



ホーム

海外旅行の手続き

輸出入の手続き

「輸出入の手続き」をクリック

税関からの重要なお知らせ

- 東日本大震災に伴う税関関連情報

全国の税関

1. 品目分類及び税率

- 輸出統計品目表
- 実行関税率表
- 関税率表解説・分類例規
- 輸入貨物の品目分類事例
- 品目分類の事前教示
- 事前教示回答(品目分類)

2. 関税評価(課税価格)

- 課税価格の計算方法
- 評価申告制度の概要
- 関税評価の事前教示
- 関税評価用語等解説
- 輸入貨物の関税評価事例
- 外国為替相場(課税価格の換算)
- 課税価格に含まれる運賃等の取扱いについて

3. 原産地認定

- 原産地規則について
- 原産地認定の事前教示

4. 注意事項

6. 個人通関の取扱い

7. 参考情報

- 関税のしくみ
- 特殊関税制度
- 特惠関税制度
- 経済連携協定(FTA/EPA)
- シーリング関係(日メキシコEPA)
- 保税地域制度
- 免税コンテナに係る税関手続について
- 更正の請求期間の延長等について
- 通関士試験
- 税関関係手数料
- カスタムズアンサー(FAQ)
- 通関等窓口の開庁時間及び時間外事務の取扱い
- 問い合わせ・相談(輸出入通関手続等)

8. 輸出入手続関連リンク

注意:下記のリンクをクリックすると新規ウィンドウが開きます。

- NACOS (輸出入・港湾関連情報処理センター(株)ホームページ)

加算/減算

特殊関税

審議会・研究会

政策評価(関税局・税関関連)

国際機関(WTO・WCO)

地域協力(APEC)

経済連携協定(FTA/EPA)

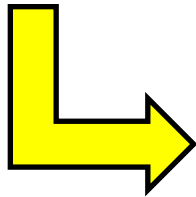
税関相互支援協定(CMAA)

税関手続き

手続案内[e-Gov(イーガブ)へ]

税関様式及び記載要領

その他



「輸入貨物の関税評価事例」をクリック

ご清聴ありがとうございました。

